

※公募型プロポーザル方式による受託者の選定に当たって策定した業務の想定仕様である。受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

令和7年度仙北市MaaS導入企画・運営委託 仕様書（案）

1. 本仕様書の位置づけ

本書は、日本語に不慣れなインターナショナルスクール関係者が言語の壁を意識せず市内移動ができることを目指して実施する仙北市MaaS導入企画・運営委託の業務仕様である。

2. 委託業務名

令和7年度仙北市MaaS導入企画・運営業務

3. 目的

日本語に不慣れなインターナショナルスクール関係者が言語の壁を意識せず市内移動ができることをめざしたMaaSの実証運行を検証し、ビジネスモデルの構築、運営手法のマニュアル化等を実施する。

4. 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5. 業務内容

（1）MaaS実装に向けた補足調査の実施

既存公共交通サービスによる代替可能性を探るため、以下の通り、田沢湖地区でフィジビリティ調査を実施する。

（ア）対象地区：仙北市田沢湖生保内地区

（イ）対象期間：8月～12月の5カ月間

（ウ）調査内容：外国人観光客等のタクシーの利用（乗降箇所、乗降数、国・地域等）

（エ）その他：利用PR等の調査付随業務等は市と協議の上、決定するものとする。

（2）MaaS実証運行等の検証

（ア）MaaS実装に向けた補足調査結果の分析

令和6年度実施の「TAKKO MaaS」との代替可能性を視野に入れながら、上記（1）で実施した調査結果を分析する。

（イ）MaaS実証運行の検証

上記（ア）と市から提供される令和6年度実施の「TAKKO MaaS」実証運行の実施報告書等の内容を踏まえて、MaaSの実証運行を検証する。

（3）MaaSのビジネスモデルの構築・運営手法のマニュアル化

（ア）上記（2）で実施した検証を踏まえて、田沢湖地区で実施するMaaSのビジネスモデル（運行スキーム、運営形式、市財政支援等）を構築する。

（イ）上記（ア）を踏まえて、田沢湖地区で実施するMaaSの運営手法をマニュアル化する。

(4) 市内関係者等への共有化

(ア) 上記(1)～(3)の内容を踏まえ、市内関係者等への説明資料を作成する。

(イ) 上記(ア)の資料を抜粋し、公表用のPR資料を作成する。

(5) 報告書の提出

業務の成果物として、委託期間終了までに次のものを提出すること。

(ア) (1)～(4)の内容をまとめた実績報告書 2部(A4縦40頁以内、簡易製本)

(イ) (3)で制作したマニュアル 2部(A4縦20頁以内、簡易製本)

(ウ) 上記(ア)(イ)を含む、関係するデータ一式(記録写真や説明資料、PR資料、補足調査のデータを含む。)を格納したCD-RまたはDVD-R 1部

なお、データはPDFと編集可能な形式(Illustrator、PowerPoint、Word、Excel等)の両方の形式のデータを格納すること。実績報告書及びマニュアルの編集可能な形式はWordとする。

6. 業務の進め方

委託期間中は、適宜電話・電子メール等で業務の進め方の協議や資料等の確認を行いながら、定期的に担当者との打合せを実施すること(月2回以上)。

7. 留意事項

(1) 本業務委託で作成された成果物に関する全ての所有権は市に帰属すること。

(2) この業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故や盗難が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。

(3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

(4) 本業務は、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)を受けて実施するものであることから、受託者となった場合は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は事務所に保管しておくこと。

8. その他

(1) 委託料の支払いは、業務完了後の実績報告等に基づき行う。

(2) 本仕様書に定めのない事項は、協議の上、決定する。